

Title	神宮文庫蔵『〔南都巡礼記〕』（『類聚神祇本源』紙背） 翻刻と解題
Sub Title	
Author	大橋, 直義(Ohashi, Naoyoshi)
Publisher	慶應義塾大学国文学研究室
Publication year	2008
Jtitle	三田國文 No.48 (2008. 12) ,p.1- 24
JaLC DOI	10.14991/002.20081200-0001
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00296083-20081200-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

神宮文庫蔵『南都巡礼記』(『類聚神祇本源』紙背) 翻刻と解題

大橋 直義

一 研究史

神宮文庫に蔵される『類聚神祇本源』七巻七軸(第一門三六九号)のうちの一軸、「内宮別宮篇」の紙背に、『南都巡礼記』(『建久御巡礼記』¹⁾)の一伝本が書写されている。はやく後藤丹治²⁾によってその存在が指摘され、簡略ながらも解題が示された、いわゆる「神宮文庫本『建久御巡礼記』」である。

その解説を引く。

神宮文庫所蔵の原本は昨秋(昭和五年)これを一見するこ
とを得たが、その詳細は史料編纂所の校合本に依つて知悉
した。同本はその紙背に度會家行の類聚神祇本源が寫され
てある。その類聚神祇本源は著述年代を距る遠からざる頃
の寫本と見做されてゐるから、この御巡禮記もおよそ鎌倉
末期か乃至吉野朝初期の書寫であるとしてよいと思ふ。内
容は巻首を失ひ、興福寺東金堂の條から元興寺の條まであ
り、次に大安寺の記事が半分位あり、以下法隆寺東院の條
の前半までを存する。古梓堂文庫本とは小異があり、殊に
「私云」として所々に註文がある。

解説文中にみえる「史料編纂所の校合本」とは、「古梓堂文庫本」すなわち久原文庫旧蔵、大東急記念文庫蔵『南都七大寺縁起』(『建久御巡礼記』(鎌倉初期)写、一卷一軸)を大正八年十月に影写したものに、同十年十月に神宮文庫本によつて朱字校合が加えられた東京大学資料編纂所蔵影写本である(三〇一五¹⁾七²⁾)。この本は、大東急記念文庫蔵本と比すれば極めて精密な影写本ではある。しかしながら神宮文庫蔵本に関しては、今回調査の機会を得た結果、校合者の意図を理解しにくい部分や誤脱・誤写も複数箇所存在することが明らかになった。唯一、神宮文庫蔵本の本文を簡便に知りうるものとしては『校刊美術史料 寺院篇』上巻がある。しかしその本文は、底本とする大東急本に対しての極めて部分的な校異に留まるものでしかなかった。つまり、後に言及するように、鎌倉末期写の『建久御巡礼記』伝本であること以上の価値が神宮文庫蔵本に認められるにもかかわらず、これまでその全体像を知りうるこ
とが困難な状況にあつたのである。

後藤丹治の指摘に先立つ昭和二年¹⁹²⁷、『国文東方佛教叢書』第二輯寺誌部に、久原文庫蔵本を底本、神宮文庫蔵本を対校本と

して「南都七大寺縁起」が収載されていた。その凡例には、
原本は大阪久原文庫の所蔵にかゝり、別に神宮司廳所蔵の
類聚神祇本源裏七大寺縁起を対照し、その同本なるを明に
し、前者を底本とし、後者を参考して校訂したり。但し煩
を厭うて一々文言の異同を註せず。

とあって、「国文東方佛教叢書」本によつても神宮文庫蔵本を
検証することは不可能な状況にあつた。

その後、昭和十五年九月に尊経閣叢刊として前田家本『南都
巡礼記』複製が刊行される。その際に付された「南都巡礼記解
説」が神宮文庫蔵本に言及している。引用は省略するが、その
内容は後藤解題におおむね依拠しており、そこを出るものでは
ない。

ついで神宮文庫蔵本に着目したのは野口博久である。この段
階ですでに知られていた現大東急記念文庫本・彰考館本・前田
家本・内閣文庫本・天理図書館保井文庫蔵本および神宮文庫蔵
本を総合的に調査検討した、『建久御巡礼記』伝本研究のこの
時期における一つの到達点であつた。その神宮文庫蔵本の解説
を一部引く。

書写年代は、後藤丹治氏は、鎌倉末期乃至吉野朝初期とい
われるが、紙背の「類聚神祇本源」の奥書に、

正平七年^{壬午}二月廿日書写 権 宜度会神主実相^{六十五}

とあり、両書は、同筆とみられるので、これから推して、
吉野朝興國・正平年間の書写とみてよい。

この時点で初めて神宮文庫蔵本の書誌情報が明らかにされるの
だが、その情報はやや簡略であり、後に示す書誌とも重なること

ころがあるので今は略す。注意しておかねばならないのは、
『類聚神祇本源』内宮別宮篇の手跡と、『南都巡礼記』の手跡
とが同筆であると認定し、そのことによつて、『南都巡礼記』
が興國・正平年間（一三四〇～一三七〇）に書写されたとする
点である。表文書の『類聚神祇本源』が正平七年^{（三五）}に書写された
ものであるため、いづれにしてもこの年が神宮文庫蔵本の成立
の下限となり、結果としては後藤丹治による書写年代推定と大
差ないことになるが、野口の指摘するとおり両者が同じ手跡で
あるのならば、『南都巡礼記』も同じく度会家周辺で書写さ
れたこととなる。しかし、残念ながら、今回の調査で原本を
閲したところ、『類聚神祇本源』の書写者である度会実相の手
と、『南都巡礼記』の手跡との間には共通点が見られず、した
がつて上記の野口の指摘は訂正を要し、また、『南都巡礼記』
がもともと書写された場もさだかとはならない。ただし、伊勢
外宮の知的営為のなかに南都諸寺の巡礼記も介入していた興味
深い事例であることは間違いない。

野口博久は統論において神宮文庫蔵本を「中間本系統」と位
置づける。先に示した大東急本以下の六本を比較対照し、大東
急本に代表される「多武峯本系統」の伝本を最善本と位置づ
け、それが前田家本・内閣文庫本などの「前田家本系統」に変
容してゆく過程に神宮文庫蔵本を位置づけたのである。この
「前田家本系統」の位置づけについてはかつて再検討を行なつ
たが、神宮文庫蔵本が、大東急本と、前田家本・日大本・天理
図書館蔵『大和寺集記』所引本などの「流布本系統」との間
で、その先後関係はさておき、どちらの系統でもないという意

味のみにおいて、「中間的」な様相を示す特異な本であることは間違いないことである。

さらに神宮文庫蔵本は、阪本龍門文庫蔵「南都山階寺諸寺諸院私記」(室町初期)写、一冊。正嘉三年本奥書^(二五九)が引く「建久御巡礼記」にその本文だけでなく、後藤丹治が既に指摘していた「私注」的性格も含め、近似した様相を呈している。また、この二本が「源平盛衰記」巻二十四が引く興福寺縁起と最も関わり深いことも重要だろう。

ここまで神宮文庫蔵本をめぐる研究史をおつてきたが、その価値と意義は次のように概括できる。まず第一に、本書が持つ「中間的様相」が「建久御巡礼記」の伝本関係の問題を解くための重要な鍵となりうるということである。先述のとおり、野口博久は「多武峯本系統」から「前田家本系統」へと至る中間に位置づけたが、当時から見ておよそ二倍になった伝本群のなかで再検討を行なう必要がある⁽⁹⁾。その種の検討によって、本来は一回的なものであるはずの巡礼の記録が幾度も転写され、他書へと引用されてゆく特殊な状況が明らかになってゆくはずである。第二に、本書が度会家に蔵されるようになった経緯に關わる問題である。先の龍門文庫蔵本・「源平盛衰記」だけでなく、「七大寺巡礼私記」や「東大寺縁起絵」等との関連から浮かびあがってくる南都との関わり、さらにその南都寺院圏と度会家との交流の様相を考える上でも貴重な事例と位置づけられよう。第三に、神宮文庫蔵本に計六ヶ所見える「私注」についてである。その性格は龍門文庫本にもかいまみえるものであるのだが、本書のほうがより顕著であり、また「私注」として

ではなく既に本行にとりこまれてしまっている異説も複数存在する。このことは、一回的なものであるはずの巡礼記が転写過程で改変・成長してゆく様相を示しているのみならず、縁起言説そのものが「語りぐさ」の移動・変化や時代状況の変化に応じて変容してゆく事情をも写し取っていると考えられる。このように神宮文庫蔵本をめぐる問題は多岐に渡るが、本稿ではそういった問題に立ち入らないことにする。第一の観点については、かつて伝本系統について考察した以後も、同志社大学の紹介⁽¹⁰⁾などもあり、再び全体的な検討を行なう予定である。また第二・第三の観点についても別に稿を改めたい。

二 書誌

まず、現表文書の「類聚神祇本源 内宮別宮篇」の略書誌から示す。

〔題目〕 類聚神祇本源 内宮別宮篇、正平七年、^(三五五)度会実相写。

〔所蔵〕 神宮文庫蔵。第一門三六九号、七卷七軸のうち一軸。貴重本。

〔表紙等〕 外題「神祇本源／内宮別宮篇／第十」

後補卵白色間合紙表紙、右肩に外題を打付墨書。

〔装丁等〕 卷子装(「類聚神祇本源」書写時に原装冊子を改装)。

〔本文等〕 内題「類聚神祇本源／○内宮別宮篇」

料紙、楮紙。天地、二七・四糰。字高、およそ二

四・五種。

第一紙長、二一・五種（右辺破損のため推定）

第二紙〜第二六紙長、三八・〇種。各紙中央に折り痕あり。

墨付、全二六紙。傍記等に異筆有。朱筆による行頭の圈点、訂正等有。

〔奥書等〕

奥書「正平七年^{壬辰}二月廿日書写畢／權祢宜度会神主実相^{六十一}」

〔その他〕

〔近世以後〕の裏打ち修補あり。内題左下、裏打ち修補紙上（原料紙破損部）に「林崎文庫」長方双面陽刻印有。『神宮文庫所藏和書総目録』12頁（戎光祥出版、二〇〇五）。

ついで現紙背の『〔南都巡礼記〕』の略書誌を示す。

〔題 目〕

『〔南都巡礼記〕』、〔正平七年以前〕^(二五)写、一卷一軸（原装冊子装）無。

〔表紙等〕

現卷子装。一卷一軸。原装冊子装（袋綴）。〔近世以後〕の裏打ち修補によって、極めて判読困難。

〔本文等〕

内題、無。奥書、無。第一紙紙背、墨無し。原装冊子の裏表紙見返しにあたるか。

第二〜五紙紙背、四種の文書を書写。後述。

第六〜二六紙紙背、〔〔南都巡礼記〕〕。

第二〜二六紙紙背、文書四種も含め、本文一筆。字高、二六・〇種。朱筆無し。一紙、十六行。各紙中央に折り痕があり、原装（冊子装）に復すれば半葉八行。なお、第二〜五紙紙背の文書は、第五紙紙背冒頭から第二紙紙背半葉まで順に継がれる。第六紙紙背以後は、第六・第七・第八〜第二六紙の順に継

がれているため、第六紙の右に第七紙、さらに右に第八紙が継がれ、現状では第六紙紙背以後の各紙の排列順序が逆になっている。第六紙紙背以後は、各紙右上に異筆で「記一（〜二十）丁」と記され、元の排列順序を知ることができる（第二六紙紙背の右上は巻軸にあたるため判読不能）。〔〔南都巡礼記〕〕本文は興福寺東金堂条から書き起こされ（第六紙紙背）、以後、東大寺・法華寺・西大寺・招提寺・薬師寺・元興寺・大安寺（半ばの本文をもとより脱落させる。後述）・法隆寺（末尾欠。第二六紙紙背）の各寺条がある。

第二〜第五紙紙背に記される文書四種は『三重県史 資料編 中世（下）』に既に翻刻紹介されている。『三重県史』の『類聚神祇本源』紙背解題には次のようにある。

全七卷。卷子装。撰者は度会家行。奥書によれば、正平三

（貞和四・一三四八）から同二十二年（貞治六）にかけて、度会実相が書写したもの。七巻のうち、紙背を有する卷子は、

- (1) 「外宮御遷坐篇」医療関係書籍で、袋綴じ冊子を解体して料紙として使用している。収録せず。
- (2) 「禁誡篇」料紙には歌合わせを筆写した書物を使用している。
- (3) 「神鏡篇」(貞和四年書写)七・八号文書は、この巻の紙背である。
- (4) 「内宮別宮篇」(正平七年書写)一号から四号文書は、この巻の紙背である。

(5) 「内宮遷坐篇」料紙として袋綴冊子『療馬雜秘抄』を解体して使用している。

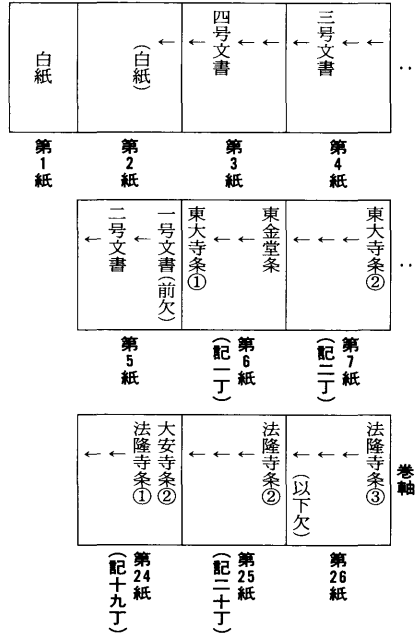
(6) 「神道玄感篇」(正平八年書写)五・六号文書は、この巻の紙背である。

(7) 「外宮別宮篇」この巻には、紙背文書はない。
 なお、この他は『長鍼抄』の冊子を解体して、料紙として使用している。

「内宮別宮篇」紙背の「〔南都巡礼記〕」には言及がない。一〇四号文書の推定文書名を『三重県史』にしたがって以下に示す。

- 一、延暦寺僧徒等解案(前欠。安元元年八月。第五紙紙背右葉1行目)。
- 二、後白河上皇院宣案(安元元年八月。第五紙紙背左葉3行目)。
- 三、鳥羽上皇院宣案(久安三年七月。第四紙紙背左葉1行目)。
- 四、官宣旨案(承安三年。第三紙紙背左葉1行目)。

これらの文書は本稿の翻刻のとおり、一・二号文書が延暦寺関連、三号文書が祇園社関連、四号文書が東大寺・興福寺以下の南都諸寺の衆徒が蜂起したため、諸国の南都諸寺莊園を接収するようにふれた官宣旨の案文となっている。いずれも畿内の寺社に関する文書で、その点、申状などの他軸の紙背文書四種とは一線を画す。「〔南都巡礼記〕」と一筆で記される文書としてふさわしいものといえるだろう。



「〔南都巡礼記〕」は一〇四号文書とあわせて一冊の冊子であったと考えられるが、略書誌で見たように原態を大きく損ねている。図で示すと右のようになる。

第一紙・第二紙の状況から考えて、この二紙は原裝冊子本の末尾二紙であったと推定され、したがって四種の文書は「〔南都巡礼記〕」の後、本書の末尾に合写されていたものであろう。

本書の欠脱と想定されうる箇所のうち、比較的規模の大きいものは、AとGの計七箇所ある。そのうちの二箇所は現存神宮文庫蔵本へと改装されたときに生じたと推定されるものである。欠脱部Aは「〔南都巡礼記〕」の現存末尾である第二六紙と文書部分冒頭の第五紙の間に存したと推定される箇所である。

この部分に一号文書の冒頭だけでなく、大東急記念文庫蔵本には見られる法隆寺条後半部・当麻寺条・長谷寺条・新薬師寺条・超昇寺条・跋文・奥書・「吉備大臣物語」までもが書写されていた可能性もあろうが、伝本によってはこれらを持たないものもあり、推測の域を出るものではない。欠脱部Bは興福寺東金堂条に先立つ「〔南都巡礼記〕」冒頭部分である。元来は本書の内題および巡礼次第・春日社条・興福寺条前半が存したと考えられるが、大東急本・彰考館本などの「多武峯本系統」には春日社条以前はなく、やはりその元来の状況を特定することはできない。

欠脱部Cは第一五紙右葉七行目の「此寺ハ銀ノカワラシテ被^テ葺^リ貞観ノ日照ニ解^ル流落^ル也」の直後である（西大寺条）。大東急本・前田家本ともに「其後只瓦葺^ク」との一文を有しており、脱文と見なされる。ただし、『建久御巡礼記』が引用されたと推定される前田家本『水鏡』（永和元年釈信乗識語、弘治三年書写奥）称徳天皇条¹³では、神宮文庫蔵本と同じく、その後に通常の瓦で葺き替えたことは記していない。また、同じ称徳天皇条に記される西大寺の四天王像鑄造記事においては次のようであり、

若仏徳ニ依テ今生ノ移リニ永ク女人ヲ離テ仏ト成ベクバ。

銅ノ湯玉沸上湯釜ノ中へ我手ヲ入ズルニ。我手損ゼズタム
レズシテ鑄レ給へ。若此願叶ベカラズバ我手焼損ズベシト
誓給テ。雪ノ如クナリシ御手ヲ忽ニ彼湯釜ニ入給シニ。御
聊モ損ゼズシテ。世経ノ凡夫ニテ御座ザリケル其所見。更
ニ疑所無リシ御事ナリ。

傍線部分を、それぞれ「^マ今度鑄事成^{ラム}」「^{スシテ}此度ナラセ給へ」とする大東急本・前田家本より、「^{スシテ}其手不^ク焼損^ス彼像スミヤカニナラセ給へ」とする神宮文庫蔵本のほうが一致度が高いと言えようか。神宮文庫蔵本をはじめとした南都諸寺院の縁起説と前田家本『水鏡』の生成環境との関わりについても重要な課題の一つである。

欠脱部D・Eは目移りによるもので、D第二五紙右葉三行目
く四行目「疫国ニ充^ク」▼人民皆仏像ヲ焼罪^ト云^フ」の▼部分に、
大東急本では

人民可^レ絶^ス是^ニ不^レ依^ル馬子ノ大臣ノ仏法ヲ崇^ム弘^ム耶ト奏^シ被^テ捨^ル
件ノ仏法ヲ斯時守屋大臣自^ラ行^キ寺ニ破^ク捨^テ堂舎ヲ仏像ヲ捨^テ難^シ
波ノ堀江ニ此時又天無雲一降^リ雨ニ天皇并守屋俄ニ憂^フ疫病ノ国
内無^ク不病之者^ト泣^キ叫^ブ曰^ク身熱^ト如^ク焼^ク痛^ク事如^ク摧^ク如^ク打^ク
云^フ天下ノ

との本文がある。また、E第二六紙右葉四行目「皇子并ニ大
臣朝家ニ堂舎仏像ヲ競^ヒ作^ル」の▼部分には、「詔^{シテ}皇子并大臣等ニ
令^ム興隆^ス三宝^ト斯時王臣朝家堂舎仏像競^ヒ造^ル」の太子部分が該当
するだろう。

欠脱部Fは、大安寺条に相当する第二三紙右葉三行目「太子
用明天皇第二子也」と同四行目「爰沙門道慈ト云人有^キ」との間

の箇所である。この間には前田家本で対照させれば四丁弱、一九〇〇文字程度の欠脱がある。なお、神宮文庫蔵本と一致する度合いの高い本文を引用する龍門文庫蔵『南都山階寺諸寺諸院私記』に、この欠脱部分に該当する本文があることは注意しておく必要がある。

欠脱部Gは、同じ大安寺条の末尾、第二四紙右葉六行目以降に存在したはずの「弘法大師遺告」の残りの部分である。大東急本には、この箇所次第にある。

方今案^{ルニ}本意^ヲ吾先師^ノ御寺^ヲ大安寺^ニ勝地^ト矣、先師^ノ嘗^テ地^ヲ被^ル建立^ス也^ノ須^ク吾弟子^ノ後生^ノ門徒^等以彼寺^ヲ為本寺^ト仕奉^ル尺迦^ト大師^ト彼^ノ中^ニ以^テ西塔院^ヲ為根^ト本^ト岫^ト文

大安寺条F・Gの欠脱については、目移りを起こす可能性が低い本文であり、あるいは本文の簡略化を目指した可能性も考えられ、「南都巡礼記」の書写時、また『類聚神祇本源』書写のために原装冊子本を解体したときのいずれでもなく、「南都巡礼記」の底本の段階からあった欠脱であると推定される。

いずれにしても、これらのような欠脱が見られることは、『建久御巡礼記』研究のみならず、縁起言説研究の進展にとって残念なことではある。しかしながら、その脱文の様相が伝本系統論を伸長させるはずであるし、さらになにより、神宮文庫蔵本には他の『建久御巡礼記』伝本には見られない独自言説が多数記されていることは極めて重要な問題を提起するはずである。したがって、本稿末尾に神宮文庫蔵本の独自異文の箇所、および龍門文庫本の独自異文を列記しつつ、その関係資料を摘記しておきたい。なお、招提寺条に含まれる記事のいくつかは

前田家本をはじめとした流布本系統の本文に依拠したものと考えられるが、それについては別稿を参照されたい。⁽¹⁶⁾

注

- (1) 『建久御巡礼記』との書名は近世写の内閣文庫本の後補外題によるもの。中世期における本書の題目には、「南都巡礼記」(前田家本原装仮表紙に打付墨書。乾元二年写)、「七佛寺巡礼記」(法華滅罪寺縁起)内の注記。嘉元二年本奥書等の例がある。以下、本書の総体を指す際には、「国書総目録」にも採られ、広く通行している『建久御巡礼記』と仮に呼ぶことにする。
- (2) 後藤丹治『建久御巡礼記の成立と宇治拾遺物語』(『中世国文学研究』磯部甲陽堂、一九四三年初出一九三)
- (3) 「神宮司廳所藏類聚神祇本源裏」七佛寺縁起。校合、朱字、加ノ大正十年十月十九日」との朱字校合識語がみえる。
- (4) 中央公論美術出版、一九七二。これに先立って旧版『校刊美術史料』二・三輯が一九五〇年に刊行されているが、旧版は天理図書館保井文庫蔵本を底本とし、前田家本との部分的な校異が示されるのみで神宮文庫本の本文は引用されていない。
- (5) 野口博久『建久御巡礼記』諸本略説(『説話』一、一九六八)
- (6) 野口博久『建久御巡礼記』諸本の系統について(『説話』二、一九六九)
- (7) 大橋直義『建久御巡礼記』の基礎的研究——前田家本系統の再検討(『国語国文』七四巻三号、二〇〇五)。前田家本は、天理図書館蔵『大和寺集記』所引『巡礼記』・日本大学総合学術情報センター蔵『後鳥羽院御願礼記』・醍醐寺蔵『日域諸寺私記并諸社』所引本などと同類の「流布本系統」と称すべき伝本群の一類であり、内閣文庫本は大宮家本・無窮会神智文庫本・蓬左文庫蔵『元要記』所引本と同類の伝本(春日社系統)であることを明らかにした。なお大宮家本については内田藩子「大宮家蔵『御巡礼記』解説・翻刻——『建久御巡礼記』の一伝本」(『巡礼記研究』一集、二

〇〇四)・同「春日社における『御巡礼記』の書写」(『説話文学研究』四〇号、二〇〇五)参照。

(8) 大橋直義「阪本龍門文庫蔵『南都山階寺諸寺諸院私記』翻刻と考察——神宮文庫本『建久御巡礼記』と『源平盛衰記』所収縁起との関連」(『巡礼記研究』二集、二〇〇五)

(9) 大橋直義「建久御巡礼記」の基礎的研究・二——神宮文庫本系統の再検討」(『藝文研究』九五号、二〇〇八)を参照のこと。

(10) 竹居明男「同志社大学文学部所蔵『建久御巡礼記』写本——影印と略解題」(『博物館学年報』三八号、二〇〇七)。同志社大学本は注(7)の拙稿で「春日社系統伝本」と分類した、大宮家本・内閣文庫本・無窮会神習文庫本と同系統の伝本であるが、その形態に興味深い点もある。

(11) 三重県、一九九九。

(12) すでに「三重県史」に翻刻されているが、一部誤りも認められたため、また元々一冊の冊子であったことを鑑み、あらためて翻刻を示すことにした。

(13) 新訂増補国史大系本に拠った。

(14) 前田家本「水鏡」の奥書には「南都元興寺之観音堂之後戸之辺」
「新薬師寺迎授坊」(大和国磯上郡法貴寺ノ坊舎ノ内其坊号地藏院)等が書写の場として記されている。多田圭子「水鏡の受容——前田家本と中世南都をめぐって」(『歴史物語講座 第五巻 水鏡』風間書房、一九九七)同「水鏡」前田家本の独自記事と南都信仰圈」(『中世文学』四〇号、一九九五)参照。

(15) D-Gの欠脱部分は、二三紙〜二六紙のいずれも右葉四〜五行目に起こった現象である。あるいは底本の段階で何らかの破損等が起こった可能性もあるかもしれないが、このような現象を導く原因とは何だったのかという点については不明とせざるをえない。しかしながら、やや奇妙な現象であるので覚書として記しておく。

(16) 前掲注(9)論考参照。

〔付記〕

原本の閲覧・調査に際し、黒川典雄先生をはじめ、神宮文庫文庫員の方々に多大なる便宜をはかっていただいた。記して深謝申し上げたい。なお、本稿は平成二十年度科学研究費補助金(特別研究員奨励費)による研究成果の一部である。

〔翻刻凡例〕

- ・ 原本には異体字、合字などがまま見られるが、通行字体にあらためた。
- ・ 各紙における字配りは原態にそくすよう努めた。
- ・ 通読の便宜、および原態の冊子装の状況を復原するため、第六〜二六紙は排列順序を逆にし、そのあとに第五〜第一紙紙背の文書四種を置いた。
- ・ □は判読不能の文字を示す。
- ・ ■は原本にまま見える墨滅。
- ・ ()の中の文字は推定。
- ・ ()に示した傍注は三重県史による推定。

〔翻刻〕

記一丁

東金堂

此御堂、神龜三年^{丙寅}秋七月、聖武天皇大政、天皇元正天皇

聖武天皇伯母御惱、時寢膳平安ノラムタメニ、兼師^{シム}像^{シム}造^{シム}給^リ

後戸ノ金銅尺迦觀音虚空藏御坐^マ太子伝云^ク敏達天皇他田宮

御宇、時即位八年^{癸亥}冬十月、新羅國^キ、佛像^キ此朝^キ奉渡^キ送^キ太子申

給^リ、西國^ク、聖人尺迦牟尼^ク遺像^ク、未世^ク是^ク敬奉^クト、ワサワイラケシ

テ、サイワイラカフルコレラシノケハ、則^クワサワイラマネイテ命^クツ、ムト

申給^リ、天皇聞食^ク安置供養^ク奉^ク給^リ、今此御堂後戸^クニ伝^リ

留^リ給^リ

私云此ノ佛像、日本此朝、佛像^ク始^ク渡^ク給^リ、最初ノ金銅^ク靈像也

而治承四年十二月廿八日、寺炎上、時諸堂皆成^ク炭灰^ク也

中^ク御身御坐^ク并^ク脇土等^ク、焼失^ク纒^ク御頭^ク如^ク元^ク殘^ク御坐^ク

而^ク灰^ク中^ク取^ク出^ク奉^ク、今御身脇土等^ク、鏤^ク繼^ク奉^クサシモノ炎上^ク

中^ク御頭許^クノコシト、メマシ^クケル末世^ク、利生濟度^ク為^クト、申

伝^クケレ御頭^クカミハ本形^クマシマス也

東大寺

一 第六紙

記二丁

聖武天皇太平十五年^{癸亥}十月十五日、菩薩^ク本願^ク發^ク給^リ、盧

舍那^ク仏^ク、金銅^ク像^ク一軀^クイマイラセムト願^ク發^ク給^リ、天下^ク富^クアルハ朕也

天下^ク勢^クアルハ朕也此^ク、富^ク与^ク勢^クモチテ彼^ク尊像^ク造^クムコトハリヤス

クシテ心イタリカタシ人^ク財^ク不^ク奪^ク人^ク心^ク不^ク破^ク諸^ク知識^クモチテ我^クト同^ク

盧^ク舍^ク那^ク仏^クツクルトロモハシムトナリ、草一本^ク土一^クニキリヲモクワヘ

ツクラハサマタケル事ナカレト、宣^ク旨^ククタサレシナリ、始^ク太平十五年

癸十月十五日、近江国志賀京^ク始^クイサセ給^リ、ナラセ給^リ、同十七年

乙八月廿三日、大和国添上郡^クニハシメイサセ給^リ、三ヶ年ニハケ度ニナラセ

給^リ也、天皇此^ク像^クイサセ給^リ、ヌルヘキ金ナクテ金峯山^ク祈^リ申^セ

給^リ、蔵王大菩薩^ク示^ク宣^ク此^ク山^ク、金^ク弥^ク勒^ク下^ク生^ク世^ク、可用^ク金也我^クハ只守

護^ク仕^ク許^ク也、近江国志賀郡河辺^クニ漁^ク叟^ク巖^ク上^ク居^ク、其^ク巖^ク上^ク如^ク

意^ク輪^ク觀^ク音^ク像^ク造^ク居^ク奉^ク祈^ク、給^リ示^ク給^リ、天皇良弁僧正^ク遣^ク如^ク

示^ク、彼^ク像^ク造^ク奉^ク祈^ク申^セ給^リ、其^ク時^ク陸奥国^ク金^ク奉^クり仍^ク改^ク元^ク有^ク天

平勝宝^ク云^ク、彼^ク寺^ク今^ク石山^ク觀^ク音^ク第一^ク靈^ク驗^ク所^ク申^レ

天皇此^ク寺^ク作^ク給^リ、行基菩薩^ク二宣^ク寺^ク供^ク養^ク、思^ク菩薩^ク講師^クセムト

思^ク、宣^ク菩薩^ク申^レ給^リ、行基大会^クノ講師^クセムニアタハシ異^ク國^ク一人^ク

一 第七紙

記三丁

聖人來へシソノ会ノ期ノソミテ奏シテ曰ク異國ノ聖人今可相向申

給天皇奏ニヨリテ即勅下シテ菩薩与九十九僧并治部玄

番雅楽三司ヲヒキテ津国難波浦イタリテハマノホトリニ

音楽ヲ相待給テ行基菩薩百僧末ニ加テ給テ關伽備香

焼花ヲモリテ海ニ浮ル此關伽花江海ニ浮ル西ヲサシテ淡路ヲセキノ

方ニ漸去暫トハカリ有ル程ニ小船浪ニ浮ル漸来リ向フ此ウカヘタリツル

關伽聊次第不亂此船前浮向來岸ニツキテ後一人梵僧

陸上ニ行基菩薩御手ヲ取リ和歌ヲ唱テ曰ク

加毘羅衛昔別日本文殊御只台見都留賀奈

行基菩薩返歌ニ曰

靈山尺迦御前相見真如不朽今日見都留賀奈

彼難波百僧ハテニ烈給テ天竺波羅門僧正カキツケテ行基

トモカク宣ハ浅猿ヲ系シ此時行基菩薩宣ハ異國聖人此南天

竺波羅門僧正名是菩提宣ハ大施主聖武天皇ハ救世觀

音良弁僧正ハ弥勒菩薩波羅門僧正ハ普賢菩薩行基菩薩ハ文

殊也カ様ノ権者達ノ集リテ作り供養セラレシナリ

「第八紙

記四丁

開眼導師 菩提僧正 講師隆尊律師 說師延福禪師

呪願大唐道濟律師

古老伝云聖武天皇奈良京平城宮御坐シ時東山半大ニ棟

木本僧正良弁童行者草庵結ヒツチニテツクリタル執金

剛神ノ像ヲ安置シソノハキニツナツケテ拜度引キハタラカシテ

聖朝安穩增長宝寿ノ唱ヲ其ノ音幽ニ帝御耳ニ聞ヘリ又彼ノ執金

剛神ノハキヨリ金色ノ光明出テ内裏ヲ照シ天皇驚テ御使遣テ

尋給テ勅使尋イタリテ先其ノ名問我ハ金鐘行者ト云此所ハ此

殊勝ノ靈窟也伽藍立テ仏法ヲ興隆ト思シ私力不及其功帝

王御力可ト有申テ勅使返參リ此由ヲ奏申天皇聞食テ大伽藍

立テ仏法ヲ弘メト思食テ立テ彼大ニ棟木ヲ去テ永四年九月ニマロヒ畢テ又古老

伝云金剛行者靈驗殊勝時天下ノ人皆崇テ大仏殿作り

奉テ議有リ時大仏殿ノ正面以東金鐘行者ノ正面以西辛国行

者領也彼辛国ノ行者奏申曰僧帰依ニ可ク依強ニ何強金鐘

行者ノ可被帰依ニ早ク召合セ我ト驗テクラヘテ其ノ依勝負徳

アカメラレテ寺ヲモタテラレムト申イハレアレハ公家ニ二人ノ行者

「第九紙

記五丁

召合^マ驗^シクラフ于時各呪誦^シ加持^ス辛国^ノ行者^ヲ方^リ大^キ蜂飛来^ス
數万^ノ程金鐘行者^ヲサ、ムトス又金鐘行者^ヲ方^リ大^キ鉢飛来^ス
打殺^シ其^ノ蜂散失^シ彼^ノ鉢辛国^ノ許^リ寄^リ是^レ誠^ニ是^レ責^ニ愛^ニ辛国^ノ
行者^ノ大^キ怒^リ寺^ノ敵^ト成^リ度^々寺^ノ仏法^ヲ失^フ此事^ノカクイヒツタヘタル
トモ本文^ニ不見^ル但^{シテ}寺^ノ繪都^ノ氣比^ノ明神^ノ辰巳^ノ角^ノ辛国^ノ堂
有^リ注^ギ今見^ル其^ノツメイシマコトニアリ大^キ仏殿^ノ西廊^ノ下^ニ松生^ル
所也

要録第四諸章云凡大伽藍為寺鉢花台大像猶若金

山栴檀大廈宛似須弥宝閣高構裏起風雲瓊樓特

竦表構日月大虚寥廓讓其広山岳穹崇慚其直

下寔惟広博殊特心言不及淨満宝刹法界道場也不

運普賢无尽之行自詣蓮花藏之宝殿不開文殊大智

之悟面見盧舍那之境界拳日瞻仰恒沙罪障一念能

消低頭恭敬塵煩惱一時能滅見聞覺知皆入法界礼

讚結縁尽出塵勞自非本願聖皇之力我等何預此

大利益等云々

「第一〇紙

記六丁

又供養^ス時元興寺^ノ奉^ル和歌献^ス造花^ノ副^ノ也

比^レ美^ニ加^フ之^ヲ乃^レ夜^ニ万^ノ比^レ遠^ク岐^ノ与^テ美^ニ邇^ク井^ノ々^ノ世^ノ流^ル盧^ノ舍^ノ那^ノ保^ル度

介^ス邇^ク波^ノ那^ノ多^ノ天^ノ万^ノ都^ノ留

乃^レ利^ノ乃^レ裳^ノ度^ノ波^ノ那^ノ佐^ノ岐^ノ邇^ク多^ノ利^ノ計^ノ布^ノ与^テ利^ノ波^ノ保^ル度

介^ス乃^レ美^ニ乃^レ利^ノ佐^ノ加^ノ江^ノ多^ノ万^ノ波^ノ舞

美^ニ那^ノ毛^ノ度^ノ乃^レ々^ノ利^ノ乃^レ於^テ古^ノ利^ノ之^レ度^ノ布^ノ夜^ノ度^ノ阿^ノ須^ノ加

乃^レ天^ノ良^ノ乃^レ宇^ノ多^ノ々^ノ天^ノ万^ノ都^ノ留

御作

宇留波之度和加毛布岐美波古礼度利天美加度加与

波世呂津与万天邇

此^レ哥^共元^興寺^ノ綱^封倉^ト申^倉内^被籠^牙笏^注置^{ケル}

此^レ寺^ニ三^月十^四日^恒例^法会^ト華^嚴会^ト申^ス大^會行^ラ大

仏^殿中^ニ高^座立^テ講^師登^テ花^嚴経^ヲ講^奉ル^但講^師会^中

間^ニ高^座ヲ^リテ^堂後^戸カ^イケ^ツヤ^ウニ^シテ^ニケ^出也^其発^リ

古^老伝^云御^堂建^立始^メ有^壳鯖^翁翁^爰大^願聖^皇百

留^之為^大會^講師^所壳^鯖置^経台^上交^成八^十卷^ノ

「第二紙

記七丁

花嚴経、即講説之間多囀梵語法会、中間、出高座忽

然失畢ト云リ

又云有、鯖壳翁、以杖荷、鯖八十、其、鯖変成八十卷、華

嚴経、伴杖、木大仏殿内、東、近廊、前、榎立、地中、而、間忽生

枝葉、即成樹木、是白身木也、今、興藍、興、廢、可隨此、木、

栄枯ト云文

講師迄此、比、中間、高座、下リ、後、書消様ニ出、是、学、此、鯖、

荷、杖、木、此、迄、三十余年、葉青、栄、枯、後、カラ、木、ニ、テ、タ、テ

リシカ、此、度、ノ、炎、上、ニ、焼、失、セ、リ

今度炎上ト、治承四年十二月廿八日平家太上入道也軍

兵与大衆合戦、時、炎上也私記之

法華寺

此寺、光明皇后、御願也、東大寺、大仏殿内、へ、女人ノミトシテ、エ

イラセタマハヌヲ、本意ナカラセ給、心、マ、ニトテツクラセ給、り、其

二ノ寺、間、十五町也、彼、大路、北南、ニ、カ、モノ、毛ノ御屏風、立、テ、西

東ノ御寺、御巡礼、侍、此ノ金堂、昔、維摩会、被、行、此、砌、ア、惡

「第二二紙

記八丁

興福寺、可、移行、一、宣旨、下、リ、テ、彼、寺、被、移、後、西向、作居

浄名居士我、辰、日、方、居、向、山階寺、方、コヒタマヘリ、今、ニ、カ、ク、テ

興福寺、方、向、給、衰、事、也、棟、毀、聲、アラワニ、壇、崩、扉、傾、

春、朝、雨、不、止、秋、晚、風、サ、ワ、ル、シ、老、ツ、ク、レ、ル、燈、籠、淺、猿、

成、ケ、リ、此、寺、尼、寺、名、本、願、御、時、尼、三、綱、補、置、其、流、今、不

絶、中、比、サ、ケ、尼、ナ、リ、近、来、偏、女、人、ナ、レ、ト、モ、上、座、寺、主、云、各、寺、領

ワ、カ、チ、シ、ル、ナ、リ

此寺、鳥居、東南、幾、去、田、中、松、木、一、本、生、所、ア、リ、是、昔、

阿闍寺ノ跡也、東大寺、法花寺、加、様、寺、々、作、給、後、我、皆、功、徳

作、ミ、テ、ツ、ト、思、食、空、中、音、有、告、云、汝、功、徳、未、満、告、ケ、リ

后、曰、何、事、ツ、ク、ラ、ヌ、功、徳、候、答、給、レ、温、室、功、徳、也、告、リ、サ、テ、彼

所、湯、屋、立、テ、湯、沸、給、今、日、始、湯、ア、ミ、ム、モ、ア、ラ、ハ、我、自、

垢、ス、ラム、ト、誓、給、カ、ル、ホ、ト、二、清、水、坂、モ、ノ、ユ、シ、ケ、ナ、ル

一、人、出、来、テ、ハ、キ、ヲ、リ、テ、無、左、右、湯、ア、ミ、ケ、リ、カ、ル、无、差、功、徳

ナ、レ、ハ、イ、カ、ニ、ト、モ、イ、ウ、ヘ、キ、ナ、ラ、テ、ミ、ヅ、タ、マ、ヘ、ル、ホ、ト、ニ、ハ、テ、ニ、ハ、ト、ク、

后、我、垢、ス、リ、給、申、皇、后、思、食、煩、給、サ、レ、ハ、コ、レ、カ

「第二三紙

記九丁

申ケル様若我垢スラセタマワスハ无差^ニ大願破^ルナムス人^ニ不
可依^ト申^レ理セメラレテ御手^ノヘテ忝^ケカカラハシクキ
タナキヲネウシテスラセ給^テ被^レ仰^レ様我自^レ垢スリツト人^ニ
カタルナト被^レ仰^レケレハコノカタイ申様我阿闍仏^ノ所^ニ来^テ
湯アミツト被^レ仰^テ宣^テ光^ヲ放^テ馥^ク空^ニ登^ラセ給^テ此^ノ時皇后名残^ヲ怨
悲給^テ其^ノ湯屋^ヲ寺^ニ成^シ阿闍寺^ト名^ヲトメサセ給^テ昔^ノ跡^ニ是^レ也

西大寺

此寺^ハ平城宮^ノ御宇^ノ孝謙皇帝^ノ女帝^ノ勸野御願也扶桑記^ノ第

九天平神護元年^ニ天皇此寺^ヲ作^ラ給^テ七尺金銀^ノ四天像^ヲ鑄^テ
安置^シ給^テ三^ノ躰^ヲハスミヤカニナラセ給^テ今^ノ一^ノ躰^ハ十七度^ヲナラ
セ給^テ天皇歎^カ給^テ責^ム余^ニチカワセタマワク朕若^シ依^テ此功德^ニ永^ク
女人^ノ身捨^テ可^ク成^ル仏道^ニ湯^ヲ沸^カ我手^ヲ差^入レ^ム其手^ハ不^ク焼損^ス
彼像^ハスミヤカニナラセ給^テ若^シ此願^ハ不可^ク叶^フ朕手^ヲ早^ク可^ク焼損^ス是^レ
シルシトセムトチカワセ給^テ差^入レ^ム給^テ御手^ハ更^ニ不^ク損^ス其^ノ
像^ハナラセ給^テ見^ル人聞者^ハ目出^テ涙^ヲ莫^ク不^ク流^ス
古老伝云彼^ノ一天^ノ申^テ南方^ニ増長^ノ天^ト申^テ伝^ハタル金堂^ハ都率

第一四紙

記十丁

天宮^ト名^ヲ僅^ニツメ石許^ノ残^リ内^ニハ弥勒^ノ内院^ノ様^ヲ被^レ造^ル堂破^ル刻
彼天衆^ノ像^ヲ食堂^ニ渡安置^シ今^ニ有^リアヤシク目出^テ造^リ也未^ダ作^ル
ハテサセタマハサリケル春二月^ニ比^テ天皇夢^テ兜率天衆^{四人}来^テ
申^テ七月其日必^ズ来^テ汝^ヲ迎^テ奉^ラ告^テ申^テ天皇驚^カ給^テ大臣^ヲ勅^シ
給^テ我安居^ノ後^ニ必^ズ作^リハツヘシ天皇其^ノ期^ニ臨^ミ都率^ノ天上^ニ上^リ生^シ
給^テ昔^ノ夢^ヲ告^テタカハセ給^テハス此寺^ハ銀^ヲカワラシテ被^レ眞^ノ貞觀^ノ
日照^シ解^テ流落^ス也此四十九重^ノ内衆^ノ勞度^ヲ拔提^テ河^ハゴノタヒ
ヲカマセヲハシマサス

招提寺

此寺^ハ大唐^ノ終南山^ニ道宣律師^ノ門流^ノ灌興寺^ノ鑑真和尚^ノ
ツクラレタルナリ彼将来^ニ三千^ノ舍利^ノ瑠璃^ノツホニ入^ル亀^ノ
ウエニヲハシマス
聖武天皇東大寺^ヲ作^テ給^テ後^ニ仏法^ヲ弘^メツレトモ僧^ト云物^無ハ
誰^レ是^レ彼^レ可^ク行^フ戒律^ヲ傳^テ種^々ツカハヤト思食^ヲ榮觀^ヲ普
照^ト云^フ二人^ノ僧^ヲ清河^ノ相宰^ノ大使^ノ古滿呂^等此人^共四人^ノ遣^テ
戒師^ヲ大唐^ノ國^ニ請^ヒ遣^テ此^ノ人^々浪^々凌^々海^ヲ度^リ大唐^ノ行^テ戒律^ヲ明^カル

第一五紙

記十一

僧尋^ニ其時龍興寺ノ鑑真和尚云人戒珠瑩^ニ光^ヲヲマシ
 尸羅^ヲラリテ色鮮^カ 爰是御使頭低^ク和尚足^ニシタラ、カミ
 テ聖武皇帝勅請^ノ旨^ヲノヘキ其時^ニ彼和尚弟子^ノ僧共先^ツ
 答^フ云聞^ク日本ハ雲ノ浪霞煙浪ハル^クトシテ風ハケシク海難凌
 我等争命^ヲ捨^テ彼国^ニ渡^リ云爰鑑真宣^ハ我^ノ身^ヲ輕^ク法重^シ
 彼国^ニ至^リ戒律弘^ク群生^ヲ利^セ宣^ハ其故^ハ大唐与日本^ハ其縁^ム
 ツマシキ事有^リ一^ニ大唐^ノ衡洲衡山迄^テ六生^ヲ行^ヒ聖有^キ名^ハ念禪
 師^ト云^キ日本国^ノ皇子聖德太子生^テ弘法^ヲ弘始^シ群生^ヲ利益^ス給^フ

又彼日本国^ノ長屋^ノ王千帖袈裟^ヲ縫^テ大唐^ノ千人僧^ニ供養^ス給^フ
 彼袈裟^ノ縁^ニ絶句^ヲ詩^ヲ織^リ付^テ其^ノ詩^ノ事^ハ今^ニ見^ル事^ヲ得^ル長屋
 王^ト光明皇后^{云々}

山川異^ニ域^ノ風月同天^ノ奇^ノ諸^ノ仏子共結來縁^ヲ彼^ノ日本^ノ人^ノ心
 有情^ノ所也我命^ヲ不惜^テ行^ハト多^ク三千粒^ノ仏舍利又様々^ノ道具^ヲヒキ
 弁^テ廿余人トモナイテ難波^ノ津^ニ來^リ付^テ天皇待^テ付^テ悦^ハ給^フ
 戒壇^ヲ立^テ僧^ノ戒律^ヲ崇^メ受^ル事^ハ偏^ニ和尚^ニ任^テ給^フ僧徒^ハ自^ラ是^レ盛
 天皇新田部新王^ノ園^ノ地^ヲ一所^ヲ和尚施^テ給^フ和尚是^レ給^フ唐招

「第一六紙

記十二

提寺様^ノ移^レ作^リ給^フ此寺是^レ其^ノ渡^リノ道程^ノ事難^ク尽^ル得^ル海邊
 漫^ク風皓^ク々々^ノ出立^セ給^フ事^ハ度々艱難^ク幾^ク度^ニヒキサテトモナイ
 來^リ弟^子世^ニ早^ク者^ハ其^ノ數^ハ我^ノ身^ヲ命^ヲ危^ク事員^ヲ不知^ル依^テ風波
 難^ク三千粒^ノ御舍利海^ニ沈^リ奉^ル和尚是^レ悲^シ給^フ龜背^ノカ^ニ負^テ浮^ミ上^リ
 其^ノ様^ヲ造^リ

私云是^レ御舍利即是^レ招提寺^ノ御^ノ代^ニ始^メハ必^ズ上^ニ被^テ召^ス一粒^ヲ止^メ御
 坐^シ勅封^シ被^テ付^ル然而^モ御舍利^ノ員^ハ不^レ尽^ル云是^レ不^レ禮^テ罪障^{重^ク}
 深^ク知^ル歎^ス者^ハ自^ラ昔^{ヨリ}于^テ今^ニ不^レ絶^ル自^ラ有^リ即^チ同^ク人^ノ死^ス年^内ニ^ハ不^レ拜^ス

懺悔^ヲ至^ル人命^ヲ延^ビ給^フトカ^ニイ^フミシキ靈驗^{心^ヲ}ヲヨハヌ事也并和尚^ノ
 御影^ハ是^レ寺^ノ金堂戌亥角^ノ方^ニ御坐^ス其^ノ西^ノ方^ニ又^チタイ味^{入^リ}タル
 井^{アリ}即^チ寺^ノ大湯屋^ヲ立^テ遠^ク彼^ノ鯨波^ヲ逐^テ來^ル此^ノ風闕^ニ若^シ彼^ノ
 和尚是^レ國^ノ渡^リ給^フ此^ノ國^ノ僧^ノ争^ハ有^リ僧^ト云^ク者^ハ偏^ニ是^レ和尚^ノ恩^ヲ可知^ク
 者也天台觀山^ノ戒壇^ハ遙^ク下^ニ延^ビ曆^年中^ニ被^テ建^テ中^ニ南^都戒
 壇^{土^ヲ}乞^テ請^フ繼^グ
 私云此^ノ土^ヲ乞^テ請^フ事^ハ延^曆寺^ノ座^主義^真藥^師寺^ノ權^大僧^ト
 都^常全^戒和尚^ノ竊^ニ語^テ東^大寺^ノ戒壇^{土^ヲ}取^テ築^籠建^テ戒^ル

「第一七紙

記十三

壇也是木又ノ規模戒壇ノ本跡故也弘仁十四年始建云々但日記ニ延曆年中建立見ノ時代以義真山務之時可建之

藥師寺

此寺ハ天武天皇即位八年庚十一月皇后御惱依之ヲ奉止御惱藥師ノ丈六ノ像ヲ奉作願發給爰后ノ御惱忽愈給金銀ノ像ヲ鑄給イヘトモ金ヌラレヌ程天武天皇十四年戊秋九月崩給大和国武市ノ郡大内山ノ陵奉納后次ノ位即給持統天皇太子天皇思食置ノ事遂為武市郡ニ寺

建佛像經論安置給是本藥師寺云元明天皇藤原

宮去リ奈良都ニ移時養老二年戊午此寺平城宮移作リ金

堂ニ藥師并十二神將安置キ玉貫羅網ト馬腦ノ檠ヲ築寺

家ノ別當猶堂内ヘ入不御坐東西ノ塔尺迦ハ相作リ目出エモ

云ハヌ者也此寺龍宮ノ様移作リモシノサマコソツクリト申伝

タリカクテ曰クレヌレハケフナラノ御スミトコロヘカヘラセヲハシマシヌ

元興寺

等由羅宮治天下豊美食炊屋姫天皇推古御生年

「第一八紙

記十四

一百歲癸酉正月元日厩戸豊聡耳皇子聖德給元興寺

本縁ノ記ヲ給日記ニ曰大和国山辺〇磯城嶋金刺宮天下治給

天津国押開時広庭天皇欽明即位七年戊十二月十二日百齊

聖明王ノ立事多明王使差七達太子像并灌仏器モ一具又

經教此国へ送渡ス言曰將聞佛法ハ已世間無上ノ法也其国又修

行ヌキ其時天皇諸臣等告宣是外國ヲ送渡ル物可用哉用

マシヤ能計可申告給子時物部尾興大連等計申

云我國ハ天社國一百八神前奉礼我等国神恐故他國

神ノ不可礼拜申但蘇我ノ大臣稻目一人申云他國ニ為貴物

我等國亦為貴可宜申于時天皇大臣告宣何レ所

可居奉大臣申大王ノ推古天皇不付位後宮宮空ニ居奉申サテ大王

宮ニ居奉此時高麗百齊渡僧共各參行奉サテ年

來渡程國中ニ世中心地盛リ発リ夫人多病死其時物部大

連等諸臣申サカクエヤミノ國々発事他國神奉崇

依リ我國ノ神怒給ヘルナリ可恐申其時蘇我ノ稻目大臣申マウ

サク他國ノ神ノ崇給時此病発事常事也宣ヒ其

「第一九紙

記十五丁

時諸臣申^テ神^ノ事^尤有^テ恐^レ我等^ノ申^ス事^不聞^カ給^ノ国内^ニ
乱^レ哉^ト申^テ此時^天皇^稻目^{大臣}仰^テ宣^ス国^民病^{コト}此^此仏^像拜^行
罪^也ト云^キ計^テ宣^ス稻^目大臣^屢思^念計^申外^ハ吉^臣等^ノ申^ス
從^テ給^ト内^御心^他国^ノ神^捨給^ト莫^ク申^給天皇^告宣^我亦^如是^ノ
思^リ宣^カクシツ[、]欽^明敏^達用^明崇^俊四^代朝^ハ仏^法打^テ
任^セ不^弘彼^百齊^渡灌^仏具^悉達^太子^像後^宮内^深々^納
安^置奉^リ物^部大^連等^度々^申行^テ仏^像難^波堀^江流^レ堂^ニ
塔^焼失^ハ皇^后後^宮焼^給ハ^今奈^良元^興寺^御坐^ス灌^仏具^具

足也サテ稻目大臣子孫^ハ仏^法不^捨崇^メト宣^ス物^部大^連等^子
孫^ハ此^此国^ノ神^許崇^他国^ノ渡^レ仏^法崇^競二^分互^ヒ憤^深是以^以
維^摩会^縁起^ノ文^云北^野天^神至^磯城^嶋金^刺ノ^宮御^宇欽^明
天皇^即位^冬十^月百^齊聖^明王^仏像^経論^幾許^種来^来
献^于我^聖朝^々議^紛紛^彼此^成異^論云^々カ^ク申^ル彼^上二^申
四^代帝^世三^ハ仏^法不^弘得^テ物^部氏^ノ大^臣蘇^我氏^ノ大^臣互^ヒ崇^メ
崇^各奏^申物^部氏^申事^強度^々仏^像等^ノ難^波ノ^堀
江^流然^而推^古天^皇朝^後仏^法盛^弘彼^天皇^等由^羅宮^ニ

「第二〇紙

記十六丁

本明日香寺^作百^齊渡^仏法^行故^元興^寺名^又又^又建^通寺^名又^又建^興寺^名皆^皆仏^法始^始発^発リ^故加^加様^名共^共数^有也^也
敏^達天^皇即^位八^年渡^給金^銀尺^迎三^尊山^階寺^東金^堂
後^戸今^今依^リ御^坐同^天皇^十三^年辰^秋九^月二^同百^齊渡^奉石^像
石^像弥^勒本^元興^寺東^堂安^置ス
元^明天^皇武^市郡^藤原^宮去^リ奈^良都^遷給^後元^正天^正
皇^奈良^京移^作レ^レ仏^像分^分被^被安^置彼^石像^弥勒^本明^日
香^御坐^多武^宰僧^奉盜^取其^後彼^馬腦^石坐^計奈^奈

良^ノ元^興寺^渡金^堂内^置ケ^リ申^中是^也
極^楽寺^智光^曼陀^羅発^リ昔^昔智^智光^頼光^ト云^二人^ノ聖^有リ^智
光^南大^房住^住頼^光北^ノ小^房住^住二^人共^共往^往生^生業^修其^其勤^勤行^行様^様
遥^異智^智光^明暮^暮勇^勇猛^無怠^怠頼^頼光^常枕^枕机^傍傍^傍智^智光^智
見^見之^之思^思餘^餘頼^頼光^諫云^二生^生死^死可^可厭^厭涅^涅槃^槃可^可求^求師^師何^何徒^徒怠^怠リ^リ
空^送年^年月^月頼^頼光^答云^云性^性愚^愚拙^拙実^実ニ^ニ如^如語^語所^所然^然而^而多^多一^一代^代聖^聖
教^見見^見○[○]往^往生^生極^極楽^訓因^因之^之我^我五^五道^道苦^苦恐^恐娑^娑婆^春電^電厭^厭モ
三^尊形^形觀^欣安^安養^秋月^所跋^跋尔^尔内^内心^心外^外人^人誰^誰知^知莫^莫訓^訓莫^莫

「第二二紙

記十七丁

資ニ云智光此ノ上ニ不言モ止シ心ニ猶不止思コト其後

私ニ聞ク頼光ノ寝テ智光ヤハラ寄リアノ小房ノ戸ノ鑑ノ穴ノリノソキケリ

其月如大海ノ見テ爰ニ智光以為ス是觀法至リ水相觀時ト

恠驚致シ婦伏心立掃ス

頼光入滅其時天音樂雲間異香室薰西方ノ迎ム奇瑞

ハシラシ愛ニ一寺共ニ悲四隣同貴ニ此時智光先誠悔落ス涙ヲ

如雨ノ其後智光夢内頼光生レル所行見レハ有極染浄土智光

立寄リ頼光問云汝昔何因修シ此国生ル頼光答云朝夕彌

陀御姿思瘡痲莫不觀極染在嚴是此所生ル殊勝

業因引テ答頼光智光手引テ彌陀御前具參リ彌陀如來智

光告宣シ我国生願此土莊嚴觀スハ智光頭低テ申サ加許リ広遠キ

浄土ノ有様凡夫ノ心争絶シ哉申時仏右御臂延給キ其掌心ニ

小浄土縮移示給畢夢醒思フ其有様更不忘涙下数

行欲止不絶給師尋此曼荼羅移テ一生是向常極樂ヲ

欣忽生是昔跡也御興ニメクラセ御坐レ彼道場也此寺中門

觀音ハ長谷寺ノ觀音ミソ木ノ第二切也靈験于今無二忘御坐

「第三紙

記十七丁

私云化人來奉作云々

大安寺

中天竺舍衛国祇園精舍兜率天宮移作テ大唐ノ西明寺ハ彼

祇園精舍移本朝大安寺ハ彼西明寺移作也事発ハ上宮

太子熊凝村精舍作申給發テ太子用明天皇第二子也爰

沙門道慈云人有進天皇奏申道慈道尋法求テ大唐我

朝返但一宿念有リ大寺作思唐西明寺様移取リ來リ申キ皇

聞食各悅給テ天平元年己巳此寺奈良京移作リ名改テ大安寺云

天下大平安樂ヲ祈思食シ故也サテ彼道慈ヲ律師補也時人大

和国東大寺西大寺云一寺有リ此寺喚南大寺名而此寺

上宮太子熊凝村寺作御願始迄至聖武天皇時寺作リ

崇給メ皇子帝王三代也此寺殊勝地也然者南天竺菩提僧

正此寺住申給來住給行教和尚八幡筑紫宇佐宮負

奉先此寺石ミツノ房シツメイラセキ道慈律師作リ始シ

源贈僧正權操此寺住給高野大師是住給傳教大師

本是居給彼本尊藥師仏未金堂御坐テ

「第三紙

記十九丁

弘法大師遺告云夫以ハ大安寺、是兜率、構祇園精舍末葉也尊像ハ釈迦即智法身相也初発心、本祖師道慈律師為遂推古天皇、御願者也依之大師石瀕、贈僧正彼寺、為本尊寺、而彼御弟子等皆令人住也但依勅命、渡東大寺、建立南院、此間出生、弟子等便宜入住、東大寺、

法隆寺

此寺聖德太子ノ作キ給寺也欽明天皇ノ御代百舌国ヨリ仏像ヲ渡シ奉ル天皇臣下共仰テ云、自、不、得、思、食、定、可、崇、哉、否、哉、問、給、蘇

我稻目ノ大臣奏云西ノ番、皆此ヲ拜ス我國何ノ独背カム之ニ宣礼拜申、物部ノ尾輿ノ大連等奏曰我國者天、社、國、然、百、八、十、神、也、是、敬、何、ノ、國、神、背、他、ノ、仏、神、敬、ハ、定、我、國、神、怒、マ、サ、ム、ス、ト、申、ス、天皇詔、宣、礼、稻、目、大、臣、奏、付、試、令、礼、拜、給、大、臣、悅、小、治、田、家、安、置、礼、拜、ス、其、後、國、内、疫、病、盛、シ、死、者、多、シ、此、尾、輿、大、連、奏、申、云、臣、申、事、不、用、致、ス、此、病、宜、捨、他、國、仏、神、也、天皇此ノ大臣ノ申、依、ス、仏、像、難、波、堀、流、シ、仏、殿、焼、失、此、時、天、無、シ、雲、ニ、雨、降、災、恠、忽、起、池、田、宮、天下敏達天皇ノ御代、百、舌、王、又、仏、像、舍、利、奉、ル、天、皇、不、崇、

一 第二四紙

記二十丁

蘇我馬子大臣仏像舍利尼三人家ノ東ニ安置シテ恭敬礼拜ス、殿、始、自、是、発、リ、于、時、又、國、内、疫、発、人、多、死、此、時、物、部、弓、削、守、屋、大、連、中、臣、勝、海、連、同、奏、曰、陛、下、臣、等、事、不、用、疫、國、充、人、民、皆、仏、像、焼、ク、罪、云、テ、天、皇、御、惱、能、々、重、シ、遂、崩、給、其、時、蘇、我、馬、子、大、臣、物、部、守、屋、大、臣、仏、法、論、依、各、競、深、シ、池、辺、雙、槻、宮、治、天、下、橋、豊、日、天、皇、用、明、天、皇、也、仏、法、信、神、道、尊、給、即、位、二、年、末、四、月、御、惱、詔、曰、朕、三、宝、堂、塔、立、ム、思、于、時、馬、子、大、臣、諸、王、子、等、同、心、奏、曰、詔、不、可、違、誰、宣、下、旨、背、云、リ、爰、物、部、守、屋、中、臣、勝

海等詔旨背、仏法ヲ不拜、天皇弥御惱盛シテ崩給、時、馬子大臣守屋大臣仏法ノ論ニ依リテ天下事各遺恨ヲ成、馬子大臣為ニ討ニ守屋ノ廐門ノ皇子泊瀬部ノ皇子竹田皇子難波ノ皇子喚群ノ神ノ手紀男麻呂ノ臣葛城臣等ノ勸、河内國志紀郡ヨリ淡河家ニ至リテ合戦ス守屋ノ軍強ク盛シテ太子ノ兵三度退其時廐門ノ皇子生年自軍後從、宣、不、願、勝、堅、白、膠、木、取、テ、四、天、王、像、作、頂、上、挿、願、発、シ、宣、夫、押、敵、勝、給、護、世、四、王、奉、為、寺、塔、奉、造、馬、子、大、臣、同、此、誓、立、テ、立、テ、然、後、寄、合、戰、守、屋、氏、神、祝、榎、木、登、我、氏、神

一 第二五紙

〔第二十二丁か〕
□□□□□□□□

物部 府都大神 矢也ト放ッ太子ノ御鏡ニ充リテ太子ノ舍人迹見赤橋

命 四天王ノ矢也ト放給守屋胸ニ当リ榎木ニ被射落 此時守屋方ノ

軍皆破ト逃テ散リ失シ又其後太子四天王寺ヲ造蘇我大臣法興寺

立テ推古天皇即位元年厩門皇子ヲ皇太子ト皇子并大臣朝家ニ

堂舎佛像ヲ競ヒ作ル其中ニ橘ノ豊日天皇太子并世々ノ天皇奉為ニ

法隆學問寺ノ七ノ伽藍ヲ被ニ立テ也東院太子ノ内裏也奴鹿之宮也

昔太子定ニ入様々ノ事覺 給テ時ノ人夢ニサセ給思 夢殿ト名 福

貴寺ノ道詮申テ人時宣旨申テ八角宝形ノ堂ニ作成テ護持堂トハ

太子先生ノ御宝并此國ニ少 坐シ以テ以来ノ遊ヒ具諸 財物共ニ數

于今被ニ納置ニ先御舍利ニ生テ給ニ時御手ニ奉 御坐シ申伝テ覺網

經ノ外題ニ自 御手皮ノ劍ヲ押付テ外題ヲ被 書先生ノ衡山御物具共

皆心詞ニ不及ニ其中ニ妹子臣ノ使テ取ニ遣テ取參小字ノ法花經ノ机御

經箱ニ納 其不在此會ノ會文字燒歡喜未曾有ノ有文字燒

御經也太子是ノ御覽ニ我先生ノ同法ノ經ヲ被ニ仰 夢殿七日七夜

御殿籠 自 五百 青龍ノ車ニ奉リテ自 衡山ノ昔巖窟ヲ搜テ取テ給

御經御入滅 後具シテ去テ給ニ此朝ニ太子卅五御年推古天皇即位

〔第二六紙

舎歡喜之咲三千衆徒外深擁護之盟然間今四月鴨御祖

弥宜祐季恣擲取山僧三人(与凌)辱畢事出不圖先例未有若

於我山背叡慮之輩者先申下 論言後追却山門処罪科

例也忘山修山学致相論於洛陽之曩者是摩黎之伊蘭岬

崙之瓦礫也然而祐季纔居神官唯可携社務何任短意

可行猛惡乎衆徒雖須任所化加其誠且憑堯王有道之恩

仰明時無偏之(化)而已就中旧貫依当山訴被処配流之輩古今

之間其例多存 望請且任先例且依所化被処祐季於配流者

將一抽三千之精誠弥誓權吾君之宝算矣今勅事狀謹解

安元年八月 日 慈覺大師門徒師等

被 院宣云延曆寺西塔衆大法師弁円年来之間忘善神之冥鑑

為惡徒之張本山上落中之濫行五畿七道之惡逆十之八九無非

彼之結構任達于叡聰雖須重科暫懼佛法之威自有僧

侶之形也然間賀茂下社祢宜祐季相論事々雖經沙汰度々不

拘禁制加之遺教多輩於祐季住宅殆及追捕云々是已非背神

鑑且非違 勅定乎僧徒不憚神官雖致狼藉神官不憚僧徒

〔第五紙

忽不可擱留云彼云此無理無致仍祐季且任先例被解却見訖
其上又被召下主人者也於弁円殊勝^秘其罪承不可令帰住山門非
唯一事狼戾之甚頻有數(之)□□惡之間專非臥雲之行爭□
嚴霜之料滿山令帰道理者衆徒豈致濫訴哉殊令加明察之
詞宜致仰天台之衆者

院宣如此悉此謹狀

(安政元年)
八月廿三日

左衛門權佐藤雅光^奉

天台座主御房

祇園濫行事衆徒參洛之時可有裁許之由被仰下畢然

者沙汰之間縱經日數任 勅定暫可相待成敗也何況感神

院者非只天台之末社亦為國家之鎮守雖非衆徒之訴訟爭

無 公家之勅許乎而近日豈致騒動尚不和平^{云々} 先度

綸言若成鬱陶欺王事靡濫豈以可然乎就中東塔一所殊

結蜂起欲企狼藉^{云々} 両山衆徒一塔結構欺早加制止不承引者

儘可注進張本也兼又一党之凶類令參洛者満山之衆徒定相

從欺不慎之不佈之自然狼藉無疑欺抑近曾以降四明窓中

「第四紙

拋経論三密床下動綺弓箭仏法煙滅唯在于斯事兒

女尚云之三千盃覺語哉況亦依多年帰依之歡慮加一旦制止之

綸旨若被引魔縁不随勅定者違勅之科不善之罪冥顯之

恐如何後悔乎雖為台嶺之淨侶豈非率土之庶民乎早仰仏

法皇法宜停凶類凶徒以此旨召仰僧綱學頭等可致禁制者依

院宣上啓如件

久安三年七月十二日 民部卿顯頼^奉

天台座主御房

左弁官下 五畿七道諸国

東海 東山 北陸
山陰 山陽 太宰府

応早没入 東大 興福 元興 兼師 大安 西大

新薬師 大后 不退 法若^花 超証 招提 宗鏡

弘福寺領

右南都衆蜂起蟻集涉旬累月嚴制頻雖降暴^逆□猶

無休初焼払多武峯之堂廟(後押留)春日社之祭祀加之発軍兵

於満寺備凶器企參洛已有罪科之重疊爭遁懲肅於三^道

賞者左大臣宣奉勅中寺領末寺庄園等早仰五畿七^道□

「第三紙

諸国宰史悉以没入但於仏聖油料并恒例寺用者付国

司令究済者諸国宜承知依宣行之以宣

承安三年十一月十一日 大史為

中弁藤原朝臣 在判

【独自異文一覽】

神宮文庫蔵本	龍門文庫蔵本	関連資料
<p>〈興福寺金堂条〉</p>	<p>大臣御髻ノ中ニ銀ノ三寸尺迦ヲコメテ頂キ奉ニラセ給ケリ此ノ御仏ノ首中ニ籠マイラセラレタリ眉間水精ノ珠ハ左方右方マロハカシケレトモ尺迦ノ三尊立像テ移ラセ給ケリ此珠唐ヨリ渡テイレ奉レリ</p>	<p>『源平盛衰記』卷十二・能「海人」・舞曲「大織冠」等。阿部泰郎「大織冠」の成立」（『幸若舞曲研究』四、三弥井書店、一九八六）・大橋直義「珠取説話の伝承圈」（『藝文研究』八〇、二〇〇一）。</p>
<p>〈興福寺西金堂条〉</p>	<p>杉田ノ池</p>	<p>『源平盛衰記』卷十二・「興福寺伽藍縁起」等。</p>
<p>〈興福寺東金堂条〉</p>	<p>此朝仏出始也此本トシテ東大寺大仏ヲ奉ル也</p>	<p>不詳。</p>

「第二紙

「第一紙

<p>第六紙左葉二行目 「私云此ノ佛像ハ日本 此朝ニ佛像ハ始テ渡 給ヒ最初ノ金銅ノ靈像 也…」</p>		<p>『玉葉』治承五年正 月三十日条「寺家注 文」・文保本系『聖 徳太子伝』八歳条。 大橋直義「興福寺炎 上言説、その展開の 一端」(『国語と国文 学』八三一―一、二〇 〇六)</p>
<p>〈東大寺条〉 第八紙左葉四行目 「彼難波ノ百僧ノハテ ニ…」</p>		<p>不詳。</p>
<p>第九紙右葉六行目 「又彼ノ執金剛神ノハ キヨリ…」</p>	<p>又執金剛神ノハキヨ リ金色光ヲ放テ内裏ヲ 照ケリ</p>	<p>『七大寺巡礼私 記』・『東大寺縁起 絵』短冊形・『東大 寺縁起絵詞』。</p>
<p>第一一紙右葉一行目 「造花ヲ副タル也」</p>		<p>不詳。</p>
<p>第一二紙左葉二行目 「今度炎上トハ…合戦 ノ時ノ炎上也私記之」</p>		<p>不詳。</p>

<p>〈招提寺条〉</p>	<p>其跡菩提樹值タリ</p>	<p>菅家本「諸寺縁起 集」・春日社系「建 久巡礼記」。</p>
<p>第一六紙左葉二行目 「長屋王トハ光明皇后 云々」</p>	<p>不詳。</p>	<p>不詳。</p>
<p>第一六紙左葉七行目 「僧ノ戒律ヲ崇ヒ受ル事 ヲハ偏ニ和尚ニ任セ給 ヘリ」</p>	<p>不詳。</p>	<p>不詳。</p>
<p>第一七紙右葉一行目 「其ノ渡リシ道ノ程ノ事 難シ尽得…」</p>	<p>流布本系「建久巡礼 記」。ただし本文に は異同有。別稿参 照。「彼海路ノ波ハ ルノトアリシホト 雲霞ノ眇タトカスカ ナリシミチ命タエヌ ヘキホトノコトカス ヲシラスツイニ波ア ラク風ケワシクシテ 彼三千粒ノ仏舍利ヲ 海ニシツメテキノ</p>	<p>不詳。</p>

<p>第一七紙左葉一行目 「并和尚ノ御影ハ是ノ寺ノ金堂戌亥角ノ方ニ御坐ス…」</p>	<p>第一七紙右葉六行目 「私云是ノ御舍利即是ノ招提寺ニ御ハセリ…」</p>		
<p>流布本系「建久巡礼記」か。ただし本文には異同有。「影堂一字中安鑑真和尚影像へ左有如法大僧都</p>	<p>時和尚カナシミテナミタヲタレ給シカハカメノセナカニヲヒテウカヒアカリテ此仏舍利ヲ返タテマツラレタリキ和尚悦々此朝ニモテキタル其様ヲツクリテカメノ甲ノ上ニ瑠璃ノツホニ安置シテ今ニ礼シタテマツルコトヲエタリ」</p> <p>不詳。東寺系の舍利には類似の言説有。</p>	<p>絵影ノ右有義浄僧正 絵影ノ或人云豊安僧 正影歟豊安ハ如法弟子也」</p>	

<p>第一八紙右葉五行目 「モシノサマコノツクリト申伝タリ」</p>	<p>〈薬師寺条〉</p>	<p>第一七紙左葉七行目 「私云此土ヲ乞請ル事…」</p>	<p>第一七紙左葉五行目 「天台叡山ノ戒壇ハ…」</p>	<p>第一七紙左葉三行目 「遠ク凌テ彼鯨波ニ是ノ和尚ノ恩ヲ可知ク者也」</p>	<p>第一七紙左葉二行目 「其ノ西ノ方ニ又タイ味入リタル井アリ即寺ノ大湯屋ヲ立アリ」</p>
<p>不詳。ただし「裳階」については諸々の『諸寺縁起集』に</p>		<p>貞慶「南都叡山戒勝劣事」。</p>	<p>貞慶「南都叡山戒勝劣事」。</p>	<p>流布本系「建久巡礼記」か。ただし本文には異同有。「僧トモナリ尼ノ身トモナラムモノハタレカ彼鑑真和尚ノ恩ラムクヒタテマツラサラム」</p>	<p>不詳。</p>

<p>△元興寺条</p>			
<p>第一九紙右葉三行目 「百齊ノ聖明王ノ立事 多明王」</p>	<p>百濟国明王</p>	<p>東急「百齊国ノ聖明 王」、流布本「百齊 国ノ明王」。注釈と しての増補か。</p>	<p>言及有。</p>
<p>第二二紙右葉二行目 「私_ニ聞_ク頼光_ノ寢_テを …」(二字下げ)</p>		<p>不詳。</p>	
<p>第二三紙右葉一行目 「私_ニ云_フ化人来_テ奉作_ス 云々」</p>		<p>不詳。</p>	